

秋田シティブラスバンド慶弔規約

第1条

秋田シティブラスバンドの団員並びにその家族の慶弔に関する取り扱いは本規程による。

第2条（慶事）

慶事については以下に該当する場合にお祝いの金品等を贈るものとする。

1. 団員の結婚には、5,000円程度のお祝い品、祝電を贈る。（お一人様1回限り）
2. 団員、団員の配偶者の出産には、3,000円程度のお祝い品を贈る。（回数無制限）
3. 団員が公的な表彰を受けたときには、関係者があつと驚くようなあり得ないお祝い品を贈る。（予算については役員会で協議し、決定する）
4. 団員が成人、還暦、古希、喜寿を迎えたときには、2,000円程度の年齢にふさわしくないお祝い品を贈る。

第3条（お見舞い）

1. 団員が疾病または負傷に罹り、10日以上入院した場合、3,000円程度の傷口が痛む程度の笑えるお見舞い品を贈る。当該団員が大部屋を利用している場合は快気祝いはいらないが、個室を利用している場合は、倍返しの義務をおう。
2. 団員の自宅が火災または風水害により著しく損害を受けたときは、3,000円程度ながら最高級と思われる品物を贈る。

第4条（弔事）

1. 団員の逝去の場合は、香料10,000円を供える。全団員が会葬に参列し弔意を表す。
2. 団員の配偶者の逝去の場合は、香料5,000円を供える。
3. 団員の同居する親族、及び同居を伴わない一親等の家族の逝去の場合は、香料5,000円を供える。
4. 1. 2. 3. いずれの場合も団長名と団員一同名にて弔電を送る。

第5条（会員への周知 他）

本規定にある慶弔事は、特に申し出のない限り、事務局長が速やかに全団員に知らせることとする。

第6条

本規定は、本楽団に2年以上在籍した者に適用する。

第7条（規定外の事項）

本規定以外の慶弔については役員会がこれを決する。
特に弔事など、緊急を要するものは、団長、事務局長との協議により決定し、事務局長が執行する。ただし、速やかに各役員へ報告するものとする。

付 則

平成21年07月01日 施行